

令和4年9月28日

「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改正案 に対する意見募集の結果及び改正ガイドラインの公表

総務省は、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」（主査：新美育文 明治大学名誉教授）での議論等を踏まえて作成した、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改正案に対する意見募集を行いました。

その結果、計16件の意見の提出がありましたので、総務省の考え方と併せて公表するとともに、改正したガイドラインを公表します。

1 改正概要

本件は、「消費者保護ルールの在り方に関する検討会」での議論等を踏まえ、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の一部を改正するものです。

2 意見募集の結果の公表

「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」改正案について、令和4年8月2日（火）から令和4年9月5日（月）までの間、意見募集を行ったところ、16件の意見の提出がありました。提出された意見及びそれに対する考え方は別添1のとおりです。

3 改正ガイドラインの公表

- 改正ガイドライン（別添2）
- （修正箇所表示）改正ガイドライン（別添3）

4 資料の入手方法

別添1から別添3までの資料については、総務省ホームページ(<https://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」に掲載するほか、総務省総合通信基盤局消費者行政第一課(中央合同庁舎2号館10階)において閲覧に供するとともに配布することとします。また、電子政府の総合窓口[e-Gov](<https://www.e-gov.go.jp>)の「パブリック・コメント」欄にも掲載します。

<関係報道資料>

- 「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」の改正案に対する意見募集（令和4年8月1日）
URL: https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_03000384.html

<連絡先>

総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第一課

担当：竹内課長補佐、戸高係長、大溝官、千葉官

電話：03-5253-5488(直通)

FAX：03-5253-5948

E-mail: denkijigyou-syougyou/atmark/ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」と表記しています。

※上記アドレスへの広告宣伝メールの送信禁止